

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ



新年明けましておめでとうございます。2024年問題をはじめとした諸課題が山積しておりますが、この紙面がそれらを解決する一助になればと思います。今年も宜しくお願いします。さて、今月号も昨年4月号（テキセイカタイムズNO.4）で掲載しました令和4年度適正化事業・指導項目調査結果のワースト10の調査項目についてのポイント解説のつづきです。

ワースト7 『乗務員の指導及び監督』



ワースト7は乗務員に対する安全教育でした。該当した事業所の31.3%が指摘・改善を求められています。ここに書く進め方はあくまでも一例ですので、自社にあった教育方法を工夫して実践してください。

STEP1 最初に12項目の年間実施計画を立てよう！

令和5年度年間教育計画【例】

- 4月 トラックを運転する場合の心構え
- 5月 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- 6月 トラックの構造上の特性
- 7月 貨物の正しい積載方法
- 8月 過積載の危険性
- 9月 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- 10月 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- 11月 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- 12月 運転者の運転適性に応じた安全運転
- 1月 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- 2月 健康管理の重要性
- 3月 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

1年間を通して、運転者に対する教育を行う項目（国交省告示第1366号）は全部で12項目あるので、1か月1項目ずつ実施しても1年で終了します。

※危険物運搬の項目は、該当しなくても事故防止の観点から教育することが望ましいです。



STEP2 12項目の教育を実施して教育内容を必ず記録しよう！

教育は、12項目に沿った資料を活用して管理者等が講師となり実施してください。資料を「読んでおくように」との教育では理解定着につながらないので、運転者からの意見を聞いたり、参加・体験・実践型の指導を取り入れる等工夫して理解定着を図りましょう！

その記録（日時、場所、内容、実施者、受講者等）は3年間保存です！※内容は12項目の項目名（例：「健康管理の重要性」のみで詳細内容の記載がない…）しか書いていない場合も多く見受けられますが、必ず詳細内容を記録してください！1年通して項目不足もNGですよ！！

※教育は全運転者対象です。もし欠席者がいた場合は、必ず欠席者へのフォローも実施し記録に残してください！

令和5年4月に全会員に無償で配布してありますので是非活用してください！



↑詳細・教育資料は適正化ホームページ↑



お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関 TEL：028-684-5882